

# 給与規程

社会福祉法人陽光会

陽光保育園

練馬区立北町保育園

板橋区立板橋第十小学校あいキッズ

練馬区立桜台第二保育園

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、就業規則第35条の規定に基づき、職員の給与に関する基準および手続きを定めることを目的とする。

### (給与の構成)

第2条 1 給与の構成は、次のとおりとする。

	生活給
基本給—	
	経験給
給与—	
	時間外勤務手当
	管理職手当
諸手当—	責任手当
	資格手当
	時差勤務手当
	通勤手当
	宿泊手当
	被服手当
	期末勤勉手当
	処遇改善手当

2 基本給は、別表で定める

### (休暇等の給与)

第3条 1 年次休暇は、有給とする

2 産前産後の特別休暇（26条）については、有給とする。ただし、都の産休等代替制度が変更もしくは廃止した場合は協議する。

2 休職期間、育児・介護休業の期間は、給与を支給しない。

### (給与の計算期間および支払日)

第4条 1 給与は、当月1日からその末日までを賃金計算期間とし、当月の25日に支給する。

ただし、時間外勤務手当については、前月の16日から当月の15日までの分を支給する。

2 支払日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支払う。

(給与の支払と控除)

第5条 給与は、通貨で直接その金額を支払う。ただし、次の各号のものは、給与から控除して支払う。

- (ア) 源泉所得税
- (イ) 住民税
- (ウ) 健康保険料および厚生年金保険料の職員負担分
- (エ) 雇用保険料の職員負担分
- (オ) 職員代表者との書面での協定により、給与から控除することとしたもの

(給与の口座振込み)

第6条 1 職員代表者との協定により、職員が希望するときは、前条の規定にかかわらず、その指定する金融機関の口座に振り込むことにより給与を支払うものとする。

2 振込は、所定の給与支払日に払出ができるように措置するものとする。

## 第2章 賃金

(基本給)

第7条 1 基本給は、正規の就業時間における基本となる賃金である

2 基本給は、生活給と経験給とに分ける

3 生活給は、一人で人として最低の生活ができる程度とする(衣・食・住)。

4 経験給は、法人事業所での経験(勤続)を重視し、異職種、及び時間契約労働者での8時間の年契約も100%認める。当法人以外の事業所における前歴については、現職種と同種、又は認可社会福祉施設での経験のみ80%を加算し、端数月については四捨五入する。

(初任給)

第8条 新たに職員となった者の初任給は、生活給に経験等を加えて理事長が決定し、給与辞令を交付して実施するものとする。

(昇給)

第9条 1 昇給は原則として、年1回とし、4月1日に実施する。

2 年度途中に採用された者は、採用後1年を経過した後の4月1日に実施する。

3 前各号の規定にかかわらず、職員が満58歳に達した日以降直近の3月31日を超えて在職する場合は、4月1日以降昇給させることはできない。

(時間外勤務手当)

- 第10条 1 時間外勤務手当は、正規の就業時間を超えて勤務することを命ぜられ、その勤務に服した職員に支給する。
- 2 時間外勤務手当の額は、(基本給÷23日÷7.25)×1.25×時間外労働時間数とする。

(管理職手当)

- 第11条 下記の者に管理職手当として支給する。
- |      |                           |
|------|---------------------------|
| 施設長  | 基本給の12%                   |
| 保育主任 | 基本給の8% ただし最低限度額30,000円とする |

(責任手当)

- 第12条 下記の者に責任手当を支給する
- |          |         |
|----------|---------|
| 学童クラブ責任者 | 10,000円 |
| 保育副主任    | 10,000円 |

(資格手当)

- 第13条 資格ある者に資格手当を支給する
- |      |         |
|------|---------|
| 保育士  | 10,000円 |
| 看護師  | 10,000円 |
| 栄養士  | 10,000円 |
| 福祉簿記 | 10,000円 |
| 調理師  | 5,000円  |

(時差勤務手当)

- 第14条 時差勤務をしている者に支給する。ただし、1ヶ月以上勤務しない場合は支給しない。
- |           |        |
|-----------|--------|
| 保育士       | 1,500円 |
| 栄養士および調理員 | 1,000円 |

(通勤手当)

- 第15条 1 通勤距離が2km以上で、公共交通機関(最短・合理的な路線)を利用して通勤する職員に対し、法定の限度内で実費を支給する。ただし、その支給額は月額20,000円を限度とする。
- 2 自転車等を使用し、その距離が片道2km以上の場合には、1ヶ月あたり下記の金額を通勤手当として支給する。
- |             |        |
|-------------|--------|
| 2km以上 4km未満 | 2,000円 |
| 4km以上       | 4,000円 |

(宿泊手当)

第16条 園の行事等で宿泊した場合は、1泊につき5,000円を支給する。

(被服手当)

第17条 年に一回、被服手当を支給する。

(処遇改善手当)

第18条 国の保育士等処遇改善臨時特例補助金の交付によって支給する。

(期末・勤勉手当)

第19条 年4ヶ月を念頭に、当該年度の業績により期末手当を支給する。6月1日、12月1日を計算基礎日として、その日に在職する職員に対して支給する。この他、年度末に勤勉手当を支給することができる。

1) 支給率： 期末手当の支給額は、それぞれの支給日現在において職員が受けるべき基本給に定められた率を乗じた額を支給する。

3) 対象期間の区分： 期末手当を支給する基礎となる対象期間は次の通りである。

\*基準日が6月1日の場合 12月1日から5月31日まで

\*基準日が12月1日の場合 6月1日から11月30日まで

上記在職期間を基礎として、4月及び年度途中より勤務の職員に対してはつぎの計算式によって期末手当を支給する。

$$\text{基本給} \times \text{支給率} \times \frac{\text{勤務日数}}{\text{期末手当の対象期間日数}}$$

(退職手当)

第20条 職員が退職した場合、独立行政法人福祉医療機構及び東京都社会福祉協議会従事者共済会の退職給付金を支給する。

(中途採用者で2年以上勤続した者が退職する場合、切り捨てになる期間については施設が負担する。)

上記退職給付金は上記団体より直接本人の指定する金融機関の口座に振り込まれる。

(付 則)

第21条 1 この規程は、平成13年4月1日より実施する

2 平成21年4月1日一部改定

3 平成22年4月1日一部改正

4 平成25年4月1日一部改定

5 平成26年3月1日一部改定

## 給料表

経験年数	間 差	基本給
初任給		180,000
1年	6,000	186,000
2年	6,000	192,000
3年	6,000	198,000
4年	6,000	204,000
5年	8,000	212,000
6年	8,000	220,000
7年	8,000	228,000
8年	8,000	236,000
9年	8,000	244,000
10年	10,000	254,000
11年	10,000	264,000
12年	10,000	274,000
13年	10,000	284,000
14年	10,000	294,000
15年	10,000	304,000
16年	10,000	314,000
17年	10,000	324,000
18年	10,000	334,000
19年	10,000	344,000

別表)

20年	8,000	352,000
21年	8,000	360,000
22年	8,000	368,000
23年	8,000	376,000
24年	8,000	384,000
25年	6,000	390,000
26年	6,000	396,000
27年	6,000	402,000
28年	6,000	408,000
29年	6,000	414,000
30年	3,000	417,000
31年	3,000	420,000
32年	3,000	423,000
33年	3,000	426,000
34年	3,000	429,000
35年	2,000	431,000
36年	2,000	433,000
37年	2,000	435,000
38年	2,000	437,000
39年	2,000	439,000